### 慶應義塾大学学術情報リポジトリ

Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	不正競爭について (二・完)
Sub Title	Unfair competition
Author	高鳥, 正夫(Takatori, Masao)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication	1950
year	
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and
	sociology). Vol.23, No.9 (1950. 9) ,p.1- 35
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論說
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19500925-0001

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

# 不正競爭について 〇:

いて(三・完)

高

鳥

正

夫

第一節・香業上の競争の意義はしがき

第二節 警業上の不正競争

第一節 不正競爭と民法第七百九條の開係第二章 不正競爭と民法第七百九條第四節 不正競爭。取締

第三節 行為の違法性のみを必要とする説第二節 權利の侵害を必要とする諡

第五節 雖不法行爲說(以上第七號所載)

第一節 不正競争と不正競争防止法の關係第三章 不正競争防止法(以下本號)

日紀 のはそにないようの公共の規定第二節 不正競争防止法の公法的規定第二節 不正競争防止法の私法的規定

第二節 不公正な競爭方法に関する規定第一節 不正競爭と獨占禁止法の関係

şţ.

# **邓三章 不正競爭防止法**

第一節 不正競爭と不正競爭防止法の關係

争による他の營業者の利益狀態の侵害が不法行爲として注目されるようになつたのは、營業上の自由競爭が經濟的にも法制 前提とすることはいうまでもない。前述したように不正競爭は封建時代においてもしばよ~行われたものであるが、不正競 不正競爭の防止に關する法律の制定が問題となるのは、その取引社會において不正競爭がある程度頻繁に行われることを

不正競争について

(四二九

政府も民間諸團體も表面はその立法を支持しながら、その實現にはあまり熱心でなく、結局との法案も成立するには至らな た。けれども我國の商工業の世界的進出のためには、急速にこれを制定することは好ましいことではないとする意見が强く、 的にも確立された十九世紀以後においてである。我國において不正競爭の防止に關する法律の制定がとの意味で問題となつ によつてそれらを禁止する立法の必要が唱えられ、 潑となつた我國の通商取引は各種の不正競爭を伴い、國內的にも國際的にも惡影響を及ぼしたため、 されたが、當時は尙早論が多くその制定を見るには至らなかつた。その後、第一次世界大戰(大正三—七年)によつて活されたが、當時は尙早論が多くその制定を見るには至らなかった。 イツにおける不正競爭禁止法の制定(一九〇九年)に刺戟され、明治四十四年(一九一一年)には農商務省で不正競爭法案が準備 未曾有の活況を呈し、 日露戰爭(明治三七―三八年 )以後の好景氣の時代において で そこに行われる不正競爭も次第に增大しその弊害も目に餘るに至つた。そのような情勢に加えて、 大正十五年(一九二六年)には再びその法案が商工當局によつて準備され あ った。 即ち當時は 商工業の隆盛に伴い經濟界は 漸く實業家、 政治家等 ŗ

か つ(2 た。) 競争が非難されていたが、千九百二十四年(大正一三年)頃には、イギリスの商工業者は我國の商標法の不備を指摘し、 當時においても、 十條に「虚偽の原産地を附し且つ虚構又は憎用の商號を附加したる場合及び商標又は商號の不正使用ありたる場合に、 十一年(明治四四年)の改正條約にも調印し批准を完了しているが、その條約中不正競爭に關する規定としては、第九條及び第 と」を規定し、 從來、我國は千八百八十三年(明治一六年)の工業所有權保護同盟條約に加入しており、千九百年(明治三三年)及び千九百 輸入禁止又は内地差押を認むること。若し當該國の法律が之を認めない場合には、 又第十條の二には「總ての締約國は不正競爭に對し有効な保護を確保すべきこと」を規定していた。そこで 日本商品の進出によって直接影響をうけるイギリス、 アメリカ等によつて、 内國人と同様の保護を與うべ 我國の商工業者の國際的不正 商標 輸入

及び原産地詐稱等に關する不正競爭を公然と非難してきた。こうした情勢の中にあつて、 千九百二十五年 (大正一四年) には

エト にはロ 者の地位に移るという現象が起きるに至つた。例えば昭和五年へ1九三0年)には我國の「かに」の罐詰業者の商標 も我國の對外貿易が躍進するにつれて、 かなり進步的であり又嚴重なところが多かつたため、 を禁止することが加えられた。このヘーグにおける改正會議には我國も代表を派遣し調印させているが、その全體 方法によるを問わず、 上叉は商業上の誠實な慣習に反する一切の競爭行爲は不正競爭を構成す」と定義され、第十條の二の第三項に「M 因というよりも、 止 |に關する立法の實現を希望する意見が强くなつてきた。こうした情勢の變化によつて、我國もヘーグの改正條約に加入す(3) の同業者によつて侵害され、北アメリカの市場で多大の損害を蒙るなどという事件が起きたため、 ンドンで開催された條約の改正會議に代表を派遣し調印させている。 昭和九年(一九三四年)にはこの改正條約に義務として定められた程度の不正競爭防止法を制定し、 むしろ國際的の不正競爭の防止に關する要請から生れたものであり、その內容も大體へーグの改正條約に 競爭者の生産物と混同を生ずる一切の行為、 以前は主として不正競爭の加害者の地位にあった我國の商工業者が、 他の多くの調印國と同様に遂に批准をみるには至らなかつた。 回競争者の生産物の信用を害する商業上の虚偽の このように我國の不正競爭防止法は國內的の 俄かに不正 逆にその被害 一競爭の防 がソヴィ 0 同年五月 表示」 けれど 内容が かなる

ーグにおいてこの條約が改正され、從來取締の不充分であつた點が强化されるに至つた。卽ち第十條の二において「エ

第二條は商品の普通名詞著しくは同種の商品に慣用される地名その他の表示を使用する行爲又はこれを使用した商品を販賣 差止を請求できる外、 ②原産地を誤認せしめる行爲及び③商品の信用を害する行爲の三種の競爭行爲を列擧している。 不正の競爭の目的をもつて次の行爲をなした者は被害者に對じて損害賠償の責に任ずと規定し、 不正競爭防止法(昭九・三・ニセ)は六カ條からなるが、その私法的責任に關する規定の中心をなすものは第一條であつて、 特に③商品の信用を害する行為に關しては、 信用回復に必要な處置を請求できることを定めている。 (1)商品を混同せしめる行為 又被害者はこれらの行為の

定められたものを立法化したに過ぎず、

極めて消極的な申譯的な立法である點を看過すことはできない。

原

不正競爭について

争をあげて禁止しているだけであるから、國內及び國際取引社會における多種多樣な不正競爭を十分に防止することは望む 國の不正競爭防止法はドイツの不正競爭防止法(午制定))第一條のような一般的規定を設けず、極めて限られた種類の不正競 るであろう。そこで本章においては不正競争防止法の規定する四種の不正競爭の成立要件と効果を檢討し、併せて公法的規 る規定がそのまま適用されることはいうまでもなく、又そこに何等かの利益狀態の侵害があれば同條を類推することができ ことができない。けれども前章で説明したように、不正競爭が民法第七百九條の要件を具備する場合には、 する行爲に擴張した。その他とれに應じて第一條、第二條及び第六條を修正或は補完して現在に及んでいる。 商業上の活動の混同又はその信用毀損の行為をも含ましめたので、我國もこれに應じて不正競爭防止法を改正 では不正競爭に關する規定を改正し、從來の商品の混同又 は そ の 信用毀損に加えて、新たに營業施設又は工業上若しくは の規定に違反した場合の罰則を定めている。然しながら千九百三十四年(昭和九年)にロンドンで開催された條約の改正會議 等を許可なくして商標として使用する行爲又は こ れ を 使用した商品を販賣擴布する行爲を禁止している。 をすることができないことを定めている。次に公法的規定の中心をなすものは第四條であり、外國の國又は官の公章、 人に關するものであり、 と認められる行為については、第一條及び後述する第四條の規定の大部分を適用しないことを規定している。 擴布する行爲については第一條を適用しないことを定め、第六條は特許法、實用新案法、 第一條に新たに營業上の施設又は活動を混同せしめる行爲を加え、從來の商品の信用を害する行爲を營業上の信用を害 我國に住所又は營業所をもたない外國人は、條約等に規定がなければ、第一條に掲げる種々の請求 意匠法、商標法による權利の行 不法行為に關す 第五條は第四條 (昭一三・三・七) 然しながら我 第三條は外國 記號

(1)直之助「不正競爭法案の批評」(東京經濟雜誌第四四卷第一六二一號、第一六二二號) この法案は二十六カ條からなり、 大體ドイツの舊不正競爭禁止法(一八九六年)に倣つたものである。 定を研究して不正競争の問題を一層よく理解しようとするものである。

### 不正競争について

附錄第二參照、この法案は僅か七カ條で、 ヘーグの改正條約に義務として定められた範圍に止まる消極的なものである。

東京商工會議所、前揭、一〇七—一〇八頁

(2)

(3)昭和五年十月に臨時産業合理局内販賣管理委員會は不正競爭防止法制定に關する決議をなし、工業所有權保護同盟條約に規定された

ものの外、左記事項を取締るべきことを要望している。

一、他人の被傭者、受託者を誘惑して不正に利得すること

二、他人の管業を誹議する虚偽の事項を流布すること

三、被傭者の營業上の秘密漏泄及び第三者が其の知り得たる秘密を不正に利用すること

Ę 삑 **營業上委託せられたる他人の考案又は技術、設計等を不正に使用すること** 專屬的に採用せられたる被傭者、代理人等が其の任務に遠背して他の競爭者の爲に働くこと及び競爭者が右の如き者を利用するこ

六、不正競爭の目的を以て貨物引換證、 倉庫證券及び船荷證券の空券發行及び貨物假渡を爲すこと

七、虚偽の廣告、品質の詐稱を爲すこと

八、其の他不正の手段に依る競業

發達に査せんとするものである。衆議院議事速記錄第二十、昭和九年三月九日、 政府の提案理由によれば、本法の制定によつて工業所有權保護同盟條約に加入し、海外における我が商品の聲價を高め、 三〇頁による。) 四六一頁 我國貿易の

なおこれらの取締事項を効果あらしめるため、罰金、體刑等の有効にして且つ適切な制裁規定を設けることを要求している。(記內、前

(5) 有馬忠三郎「不正競爭防止法に就て」(法律時報等六卷第七號) 二四頁

(6) 附錄第三參照

(7)豐崎光衞「不正競爭防止法中改正法律」(第七三帝國議會新法律の解說)二二六―二二七頁 第一章第四節參照

有馬、前揭論文、二四—二五頁

# 第二節 不正競爭防止法の私法的規定

## 第一項 不正競争の成立要件

### (一) 全觀的要件

義 Vorstellungstheorie)と、反對に結果を意欲することを要するという說(意思主義 Willenstheorie)とがあり、 狀態であるということができよう。けれども「故意」の意義についてはこれ以外に結果の認識だけで足りるとする說(觀念主 を負わせることはできないし、營業上の誹謗においても、陳述又は流布した事實が虚僞であることを知らなかつた場合には 葉の中には、 について争われているが、現實に生じた損害をいかにして塡補するかという民事賠償の問題においては、意思主義をとるこ 民法上の「故意ニョリ」とほぼ同意義であつて、不正競爭となることを認識し、かつその結果の生ずることを認容する心理 できない競爭方法を用いて、他人の營業上の利益を侵害する目的である。それ故「不正ノ競爭ノ目的ヲ以テ」ということは れているが、その意義は直接法令によつて禁止された方法は勿論、その他取引社會における道德的判斷に照して許すことの とは妥當ではなく叉純粹な觀念主義も不適當といわなければならないであろう。次に「不正ノ競爭ノ目的ヲ以テ」といぅ言 不正競爭防止法 に との「不正ノ競爭ノ目的」という言葉は、 過失による不正競爭は含まれない。 よれば、不正競争の成立のための主觀的要件として「不正ノ競爭ノ目的」の存在があげられている それ故、 商法第二十條第一項、同第二十二條、同第二十五條第三項等にも用いら 同一若しくは類似の商品標章の存在を知らなかつた使用者に責任 刑法上の犯意

不正競争防止法は適用されない。

### (1)同說、 勝本、 前揭、 | 一七頁、堀部「不正競爭の法律上の性質」四四四―四四六頁

奥野、

前揭、

七一八頁、

大審院昭和九年五月十七日判決(民集第一三卷七四二頁以下)

行爲が次の四種 「不正ノ競爭ノ目的ヲ以テ」なした行爲のすべてが不正競爭となるのではなく、 の行爲のいずれかに屬するものでなければならない。 本法の不正競爭を構成するためには、 その

爲である。卽ち「本法施行ノ地域内=於テ取引上廣ク認識セラルル他人ノ氏名、商號、 ヲ販賣者へ擴布シテ他人ノ商品ト混同ヲ生ゼシムル行爲」(一條一項一號) 表示ト同一又へ類似ノモノヲ使用シテ他人ノ營業上ノ施設又へ活動ト混同ヲ生ゼシムル行爲」(一條一項二號)である。 一の種類に屬するものは商品の混同行爲である。卽ち「本法施行ノ地域内ニ於テ取引上廣々認識セラルル他人ノ氏名、 商品!容器包裝其ノ他他人ノ商品タルコトヲ示ス表示ト同一若ハ類似ノモノヲ使用シ又ハ之ヲ使用シタル である。 第二の種類に屬するものは營業の混同行 標章其ノ他他人ノ營業タルコトヲ示 商品

もつ商品と同一の品質をもち、或は同一の營業者に由來すると考えるか否かによつて決定できるのではあるまいか。 えればいかなる場合に混同を生ずるかという問題は、それぞれの場合の特殊な事情を考慮して決定しなければならないが、 力をもつて一つの商品標章を使用する商品或は營業を見た場合、彼等が旣に知つているところの同一若しくは類似 有力な手段の一つとして極めて價値高いものであるから、それを保護する十分な理由があるわけである。 商品の外裝であるとを問わず、 |章が他のものと混同される危険があるか否かはどのようにして判斷できるかといえば、結局、 元來、自己の商品或は營業を他人のそれらから區別するために使用する商品標章は、それが文字、 表明力と區別力とをもつものである限り、營業者にとつては營業的活動の効果を發揮できる 取引の相手方が通常の注意 圖形、 そこで特定の商品 記號等であり又 Ó いいか 標 章を

不正競争について

t

八

業についてはこの意味における不正競爭は殆んど成立しないであろう。(タ) 類似した種類のものでなければ混同を生じないであろうかという點である。 誤認する場合であるということができるであろう。次に檢討しなければならないことは、その商品或は營業が同種若しくは の變化によつてこの關係は容易に動かされるものである。 のである。 の商品或はそれを取扱う營業をいい、 のは、多くは兩者の間に同種若しくは類似の商品若しくは營業という關係のある場合であつて、全く別種の商品若しくは營 般的には商品標章を構成する各部分を綜合的に觀察したときに、その表示方法による連想のために商品 勿論二つの商品或は營業の間に現實に代替關係があるか否かを決定することはかなり困難であり、 類似の商品或は營業というのは同一需要に對して相互に代替關係にあるそれらをいう けれども同一若しくは類似の標章をもつ商品或は營業を混同する ここで同種の商品或は營業というのは同一銘柄 の品質或は出所を 叉種 々の事情

- を使用した商品を販賣擴布する行爲が禁止されている。 由で商品標章としての使用を差止めることはできないのみでなく、それと同一若しくは類似のものを使用する行爲又はそれ はなく、 正競爭の侵害物體はいわゆる氏名權ではなく、氏名使用者がそれによつて營業的活動の範圍を表明するという經濟上の利益 ることを示すものとして取引上廣く認識される他人の氏名に對しては、單にそれが自己の氏名と同一であるというだけの理 氏名が商品標章として使用された場合には、それは特定人を他から區別するという氏名本來の機能を果しているので 氏名使用者の營業的活動の範圍を表明する作用を營んでいるものである。それ故、特定の營業者の商品或は營業た 要するに氏名が商品標章として使用された場合、 その混同による不
- を保護するために先ず商號の登記という制度が認められ、登記した商號については法律上一層厚い保護を加えることとなつ との間に特別な結合關係を生じ、 商號とは商人が營業的活動において自己を表彰するために用いる名稱であり、それを慣用することによつてその營業 取引の相手方は商號によつて營業を區別し信用の目標とするものである。 そこでこの關係

狀態であるといわなければならない。

當でないから、 けれども商品標章としての本來の機能から見るならば、 本法は登記の有無に拘らず取引上廣く認識された商號のもつ經濟上の利益狀態を保護しようとしている。 (3) 登記の有無によつて保護の態様に區別を設けるということは適

- 商標 0 登錄の有無ということは單に技術的な理由であるから、本法は登錄の有無に拘らず取引上廣く認識された商標のもつ經濟上 上の信用を確保し、そこに生れる經濟上の利益狀態を保護するために、我國においても商標法(天一〇・四・三〇)を制定して 利益狀態を保護しようとするものである。 (3)の登録という制度を設けている。 商標とは自己の營業に係る商品であることを表彰するために用いる標識であるが、これを専用する權利を認めて營業 けれども商號について述べてきたと同樣に、商品標章としての機能からみるならば、
- 等のように、 活動の効果を發揮できる有力な手段であるから、他人が同一若しくは類似のものを使用する行爲又はそれを使用した商品を することのできるあらゆる種類の標章を含むものである。 (4)商品の容器包装其の他他人の商品たることを示す表示というのは、例えば包紙、書籍の装幀、 それを使用することによつて商品との間に特別な結合關係のあることを表明し、 それらの商品標章を使用する営業者にとつては、 他人の商品との區別を明らか 印章、 花押、 これが営業的 スタンプ

販賣擴布する行爲を禁止したのである。

されない場合は原則としてとれに含まれないであろう。 標章が常に特定の商品或は營業に廣く使用されるため、その表示方法のみによつてはその商品の品質或は出所が直ちに認識 |取引上廣ク認識セラルル」ということは、特定の商品標章を使用する商品或は營業を見た場合に、 一般的に取引の相手方によつて直ちに認識される狀態を意味するものであることはいうまでもない。 ここで注意しなければならないことは、 商品の容器包裝等の商品標章が「取引上廣ク認識セラルル」も の で な ければならないという點である。 前述した第一及び第二の種類に屬する不正競爭において、そこに使用される氏名、 その商品の品質或は出所 それ故、 一定 の商品 と. の

九

|類に屬するものは原産地

の詐稱である。

卽ち「假設若ハ僭用ノ商號

ニ附加シテ商品ニ

虚偽ノ原

產

地ノ表示ヲ爲シ

示をなすところの經濟上の利益狀態を侵害されたものということができるであろう。 こに表示された原産地における同種若しくは類似の商品の生産者又はこれを取扱う商人は、 地の詐稱においては、 る不正競爭を伴うものであり、 差ないものといわなければならない。ただ詳細に檢討するならば、 みを表示するに止まり、 取引の相手方にその商品の品質に對する信賴の念を與えることができるのに對し、 た商品標章と極めて類似した性質をもつものであるが、 叉ハ之ヲ表示シ 一假設著しくは僭用商號と共にすることを要するから、 タル 商品ヲ販賣若ハ擴布シテ原産地ノ誤認ヲ生ゼシムル行爲」(一條一項三號)である。 混同される商號が存在せず從つて侵害される經濟上の利益狀態も存在しないように考えられるが、そ 直接には信賴の念を與えることが少い點で區別できるであろう。 侵害される經濟上の利益狀態は存在するわけである。これに對して假設商號と共にする原産 後者が商品と營業者との間の營業的關係を表明するのであり、 その實質においては前述した商品標章の混同による不正競爭と大 **僭用商號と共にする原産地の詐稱は必ず商號** 原産地表示はその商品 けれども本法における原産地の許 正當な商號に附加して原産地 原 産地 の由來又は 表 Ø 示は前述し 混同によ 起源 直接 麦

眞實についてなされた場合には何等の責任も生じない。從つて他人の營業に關するとしても、それが學術上又は技術上の批 社會的名聲又は信賴を意味するが、それらを不當に攻擊することによつて、營業上の競爭において有利な地位を得ようとす る競爭方法が營業上の誹謗である。 ル行爲」(一條一項四號) とに注意しなければならない。 第四の種類に屬するものは營業上の誹謗である。 何等の營業をもなさない者が特定の營業者の利益を確保するために、 である。 本法が適用されるためには陳述流布されるものが虚偽の事實であることを必要とし、 ここで營業上の信用とは營業者が市場において正當に獲得したところのその營業に對する との種類の不正競爭を行う者は必ずしも被害者と同種若しくは類似の營業をなすことは 即ち「他人ノ營業上ノ信用ヲ害スル虚偽ノ事實ヲ陳述シ又ハ之ヲ流布ス 他の營業者を誹謗する場合も含まれると

判である場合にはこれに該當しないものが多いであろう。次に本法における營業上の誹謗は、その攻撃の目標が直接に營業 ではないが、 自體の社會的名聲又は信賴に向けられた場合をさすのであつて、それは必ずしも營業者自身の名譽又は信用と一致するもの 同第二百三十三條等によつて保護されることはいうまでもない。 (4) 實際には兩者が一致する場合が少くないであろう。從つてこの場合には被害者は民法第七百十條、 刑法第二百

想される場合でもよいかという點については問題があり、現實に發生しない場合でる損害の發生について確定的關係が成立 そのものを制限し非難するものとは異るわけである。次に損害は現實に發生したことを要するか或は將來發生することが豫 ば不正競爭による責任は生じないのであつて、この點、後述する本法の公法的規定のように損害の發生とは關係なく、行爲 害の發生を前提とし、その歸屬を決する方法として競爭方法の正、不正を問題にするわけであるから、損害が發生しなけれ ら、前述したように本法の不正競爭も準不法行爲と呼ぶことが適當であろう。このように不正競爭防止法の私法的規定は損 不正競爭は權利侵害を要件とする不法行爲ではない。けれどもその形式においては不法行爲に極めて類似するものであるか 競爭の侵害物體は、法律上積極的に認められた權利というよりもむしろ經濟上の利益狀態であり、その意味で本法における で損害という言葉は經濟上の利益狀態の侵害を意味することに注意しなければたらない。いいかえれば前述した四種の不正 したときには、 最後に本法の私法的規定における不正競爭が成立するためには、それによつて損害が發生したことを必要とするが、ここ 本法の趣旨から不正競爭を成立せしむべきであるという説もあるが、本法第一條の解釋上それに同意すると

大審院大正九年十月二十九日判決(民錄第二六輯一六七九頁)、同昭和二年四月十二日判決(新聞二六九三號一五頁)、同昭和四年五月 (民集第八卷五一七頁)、同昭和七年六月二十日判決 (民集第一一卷一四九三頁)

一一(四三九)

(1)

同趣旨の理論が商標の類似性に關する大審院の判決の中に示されている。

(2)同趣旨の理論が商標の混同に關する大審院の判決の中に示されている。

|部靖雄『商品混同に因る不正競爭を論ず』(商業と經濟第十五年第二册) 四二―四四頁 大審院昭和三年三月二十九日判決(新聞二八五七號一〇頁)、同昭和四年五月二十二日判決 (民集第八卷五一七頁)

- 堀部「不正競爭の法律上の性質」四四八一四四九頁
- (4) (3)堀部「不正競爭の法律上の性質」四五一—四五三頁、堀部靖雄「營業誹譏」(商業と經濟第十五年第一册) 一五九頁以下
- (5)第二章第五節參照

### 第二項 不正競爭の効果

### $\Theta$

たように不法行為による損害賠償責任と類似した性質をもつものである。そこで著作權法(明三二・三・四)第二十九條のよう 他、行爲と損害の發生との因果關係及び損害の算定等の問題もすべて民法の一般原則によるものといえよう。 法行爲に關する民事訴訟の管轄を規定した民事訴訟法第十五條等の規定は不正競爭に基く損害賠償請求權に類推され、 法行為に關する同第七百十九條、 第七百九條以下の不法行爲の理論によつて解決できるであろう。それ故、使用者の責任に關する民法第七百十五條、 を賠償スルノ責ニ任ス」という規定は存在しないけれども、不正競爭による損害賠償の範圍及び効力については同樣に民法 に「著作權ヲ侵害シタル者は僞作者トシ本法ニ規定シタルモノノ外民法第三編第五章ノ規定ニ從ヒ之ニ因リテ生シタル損害 品の生産者又はこれを取扱う商人を含み、又自然人であると法人であるとを問わない。この損害賠償責任の性質は、 被害者は經濟上の利益狀態を侵害された特定の營業者であることは必要でなく、一般に損害を蒙つた同種若し身は類似の商 前述した四種の不正競爭によつて損害を蒙つた者は、行爲者に對して損害賠償請求權を取得する(一條一項)。 金錢賠償及び過失相殺に關する同第七百二十二條、 時効に關する同第七百二十四條及び不 この場合の 共同不 前述し その

## 臼 不正競争行為の差止

であろう。なお登記或は登錄された商號、商標等が侵害された場合には、商法、商標法等の規定によつて保護されることは 的關係ということができるかという難點があるのみでなく、本法第一條の解釋上この說を採ることができないことは明らか 爲がなくても將來なされることについて確定的關係があれば同項は適用されるという說も、具體的にどの程度の狀況が確定 來侵害行爲がなされるおそれがあるというだけの理由では請求できないものと解しなければならない。從つて現實に侵害行 ら、不正競爭行爲の差止は現實に侵害行爲がなされ將來も繰返される危險のある場合にのみ請求できるのであつて、單に將 不正競爭行爲の差止を請求することができる(一條二項)。同項は「前項ノ行爲ヲ爲シタル者ニ對シテハ」と規定しているか 不正競爭による被害者が損害賠償請求權をもつことは前述したが、同時にとの損害賠償に代えて又は損害賠償と共にその

反對說、勝本、前揭論文、一八頁(1) 同說、奧野、前揭、一二頁

いうまでもない。

### (年) 信用回復處置

置を請求することもできる(一條三項)。との請求は損害賠償又は不正競爭行爲の差止の外に認められた權利であり、前二者 と同時に請求できることはいうまでもない。この信用回復處置はそれぞれの場合に適當な方法が選ばれるわけであるが、實 第四の種類に屬する不正競爭即ち營業上の誹謗をなした者に對しては、被害者は營業上の信用を囘復するために必要な處

不正競争について

四

際には謝罪廣告又は取消廣告を命ずることが多いであろう。なお營業上の信用を害することによつて、 又は信用を侵害する場合には、 民法第七百二十三條によつて名譽を同復するために適當な處分を請求できることも注意しな 同時に營業者の名譽

### 第三項 その他

ければならない。

由がないので、本條に例外的な規定を設けたわけである。更に特許法、實用新案法、意匠法又は商標法によつて權利の行使 名その他の文字で表示されることもあり、 用した商品を販賣擴布する行爲及び取引上普通に同種の營業に慣用される名稱その他の表示を使用する行爲には本法第一 は營業に慣用されるため商品標章としての特質を失つたものであり、その場合には法律で特別に保護しなければ の適用がなく(二條)、從つて本法における不正競爭を構成しないことである。この種類の商品標章は商品の普通名詞又は ないことは、 ない外國人は、本法第一條の三種の請求權をもつことができないことを明らかにしたものである。次に注意しなければなら 國民に準ずるものとされ、從つて内國人と同樣な保護が與えられることになつている。そこで本條はこれらの要件に該當し 第三條によれば同盟に加入していない國の國民であつても、 すことができない(三條)。工業所有權保護同盟條約第二條によれば、同盟加入國の國民は內國人と同樣の保護が與えられ、又 條約又はそれに準ずるものに特別の規定がなければ、前述した損害賠償、不正競爭行爲の差止及び信用囘復處置の請求をな 不正競爭防止法は内國人及び外國人に對して共に適用されるものであるが、我國に住所又は營業所をもたない外國 商品の普通名詞若しくは取引上普通に同種の商品に慣用される地名その他の表示を使用する行為又はこれを使 又繪畫、肖像或は特定の個人名であることもあるが、取引上普通に同種の商品 同盟加入國の領域内に住所又は營業所をもつ者は同盟加入國 ならな 一人は、 い理 或

看過してはならない、そこで誤つて登録された商標、 と認められる行爲には、 本法第一條第一項第一號乃至第三號の適用がなく(六條)、 特許等が後に審判によつて無効とされた場合、 原則として不正競爭を構成しないことも それ以前の使用行爲は

本法

の不正

競爭を構成しない場合が多いであろう。

# ① 堀部「商品混同に因る不正競争を論ず」四〇―四一頁

第三節

不正競爭防止法の公法的規定

其ノ他、 を生ぜしめる方法により取引上これを使用し又はこれを使用した商品を販賣若しくは擴布することができる 監督用若へ證明用 監督用若ハ證明用 夕 モノト同一叉ハ類似ノモノハ其ノ國ノ當該官廳ノ許可ナクシテ之ヲ同一若ハ類似ノ商品ノ商標トシテ使用シ又ハ之ヲ使用 ノ當該官廳ノ許可ナクシテ商品ノ原産地ノ製認ヲ生ゼシムル方法ニ依リ取引上之ヲ使用シ又ハ之ヲ使用シタル商品ヲ販賣若 シ又ハ之ヲ商標トシテ使用シタル商品ヲ販實若ハ擴布スルコト」ができない(四條一項)。 擴布スル ル 競爭を禁止するものであり、 不正競爭防止法の公法的規定は第四條及び第五條であるが、 商品ヲ販賣若ハ擴布スルコト」ができない ノ徽章ニシテ主務大臣ノ指定スルモノト同一又ハ類似ノモノハ其ノ國ノ當該官廳ノ許可ナクシテ之ヲ商標トシテ使用 コト ができない ノ印章若へ記號ト同一又へ類似ノモノナル場合ト雖モ」これを商標として使用し或は商品の原産地 印章若へ記號ノ使用ノ許可ヲ當該官廳ヨリ受ケタルトキハ外國ノ國ノ紋章、 (四條二項)。 そこに禁止される行爲は次の三種に分類することができる。第一に「外國ノ國ノ紋章、 第三に「外國ノ官ノ監督用又ハ證明用ノ印章又ハ記號ニシテ主務大臣 (四條三項)。 ただその例外として「帝國ノ紋章、 これらの規定は外國商品 第二に外國の國の「紋章へ其ノ國 般に對する不正競爭即ち國際的不 旗章其ノ他 旗章其ノ他ノ徽章又ハ ノ徽章又ハ官ノ (四條四項)。 ノ指定スル の課認 官ノ 旗章 そ シ

不正競争について

六

してこれらの三種の禁止行爲をなした者は千圓以下の罰金に處せられる(五條)。なおこれらの禁止規定は特許法、實用新案 意匠法又は商標法によつて權利の行使と認められる行爲には適用がないこと(六條) は私法的規定の場合と同樣である。

### 附錦第一

### 明治四十四年の法

商品ノ販賣若ハ擴布ノ停止及損害ノ賠償ヲ請求スルコトヲ得 欺瞞ノ目的ノ爲同一若ハ類似ノ標識ヲ使用シ又ハ營業上欺瞞ノ目的ノ爲其ノ商品ヲ販賣若ハ擴布スル者ニ對シ其ノ標識ノ使用又ハ其ノ 他人ノ商品ト區別スヘキ特別ノ標識トシテ關係取引者間ニ於テ認メラレタル商品ノ特別ナル容器、包裝等ヲ使用スル者ハ營業上

業務ニ

係ル商品ノ容

器、包裝等ニ之ヲ準用 前條ノ規定ハ他ノ商品ト區別スヘキ特別ノ標識トシテ關係取引者間ニ於テ認メラレタル營利ヲ目的トセサル

リト認メシムヘキ不實ナル事實上ノ表示ヲ爲ス者及欺瞞ノ目的ノ爲其ノ表示ヲ有スル商品ヲ販賣若ハ擴布スル者ニ對シ同一若ハ類似ノ 品ニ係ル營業者ハ其ノ表示又ハ其ノ商品ノ販賣若ハ擴布ノ停止及損害ノ賠償ヲ請求スルコトヲ得 欺瞞ノ目的ノ爲多數人ニ對シ帝國内ニ供給スル商品ノ性質、製造方法、仕入先、産地、褒賞其ノ他營業上ノ事項ニ付特ニ利益ア

前項ノ規定ハ營業的勞務ニ關スル不實ノ表示ニ之ヲ準用ス

クルコトヲ得サル者ハ此ノ限ニアラス 營業上ノ利益ノ保護ヲ目的トスル團體ハ前條ニ依ル不實ノ表示停止ノ請求ヲナスコトヲ得但シ其ノ名ヲ以テ訴ヲ起シ 又ハ訴ヲ受

請求ニ依リ稅鳩官吏ニ於テ其ノ輸入禁止、差押又ハ沒收ヲ爲スヘシ但シ利害關係人ノ請求ニ依ル場合ニ於テハ相當ノ保證金ヲ供託 ムルコトヲ要ス 商品ノ産地、 生產者、 製造者又ハ加工者ノ氏名、名稱、商號等ニ付不實ノ表示ヲ有スル外國商品ハ帝國内ニ輸入ノ際利害關係人

8項ノ處分ニ關シテハ關稅ニ關スル犯則事件ノ調査及處分ノ例ニ依ル

混同スヘキモノヲ營業上欺瞞ノ目的ヲ以テ使用スル者ニ對シ其ノ使用ノ停止及損害ノ賠償ヲ請求スルコトヲ得 自己ノ氏名、名稱、商號又ハ他人ノ營業ト區別スヘキ特別ノ設備トシテ關係取引者間ニ於テ認メラレタル モノヲ使用スル者ハ之

競爭ノ目的ノ爲他人ノ營業上ノ信用又ハ業務ヲ害スヘキ事實ヲ流布スル者アルトキハ之ニ因リテ損害ヲ受ケ若ハ受クル虞アル營

業者ハ其ノ流布ノ停止ヲ請求スルコトヲ得 前項ノ場合ニ於テ被害者ハ其ノ損害ノ賠償ヲ請求スルコトヲ得但シ加害者カ其ノ事實ノ眞實ナルコトヲ證明シタルトキハ此ノ限ニ在

**雛形、見本、製造法其ノ他技術上ノ祕密ヲ業務上信託ヲ受ケタル者故ナク漏泄又ハ利用シタルトキハ被害者ハ之ニ因リテ生シタ** 

ル損害ノ賠償ヲ請求スルコトヲ得

**營業上ノ被用者ニシテ自己若ハ他人ヲ利シ又ハ使用者ヲ害スル目的ノ爲其ノ委任又ハ雇傭ニ因リ信託セラレ又ハ知得タル營業上** 

第九條

**ノ秘密ヲ委任又ハ雇傭ノ繼續中漏泄シタル者アルトキハ被害者ハ之ニ因リテ生シタル損害ソ賠償ヲ請求スルコトヲ得** 前項ノ規定へ業務上ノ被用者ニシテ前條ニ規定シタル使用者ノ業務上ノ祕密ヲ漏泄又ハ利用シタル場合ニ之ヲ準用

第十一條 僞計若ハ威力ヲ用ヒ又ハ贈物其ノ他ノ利益ヲ提供若ハ約朿シ他人ノ營業上ノ被用者ヲシテ其ノ使用契約ヲ解除又ハ其履行ヲ怠 第十條 公ノ秩序若ハ善良ノ風俗ニ反スル行爲ニ依リ知得タル前二條ノ營業上又ハ技術上ノ祕密ヲ故ナク漏泄又ハ利用シタル者アルトキ 亦前條ニ同シ

シメタル者アルトキハ被害者ハ之ニ因リテ生シタル損害ノ賠償ヲ請求スルコトヲ得

第十二條 ノ行爲ノ停止ヲ請求スルコトヲ得 營業上ノ被用者カ第一條、第二條、第三條、第六條又ハ第七條ニ規定シタル行爲ヲ爲シタルトキハ其ノ使用者ニ對シテモ亦其

第十三條 一 第一條、第二條ニ規定シタル不法行爲ヲ爲シタル者 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ二年以下ノ懲役又ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス

第三條ニ規定シタル不法行爲ヲ爲シタル者

第十一條ニ規定シタル不法行爲ヲ爲シタル者

第十四條 競爭ノ目的ノ爲他人ノ營業上ノ信用又ハ業務ヲ害スヘキ不實ノ事項ヲ流布シタル者ハ三年以下ノ懲役又ハ千圓以下ノ罰金ニ處

第十六條 第十五條 第八條、 營業上ノ被用者ニシテ其ノ業務ニ闘シ第一條、 第九條又ハ第十條ニ規定シタル不法行爲ヲ爲シタル者ハ五年以下ノ懲役又ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス 第二條、第三條、第七條、 第八條、 第十條又ハ第十一條ノ不法行爲ヲ爲シタ

場合ニ於テハ其ノ事實ヲ知リタル使用者又ハ其ノ營業管理人ニ對シテモ本法ノ闘則ヲ適用ス

不正競争について

(四四五)

合ニ於テハ其ノ事實ヲ知リタル法定代理人ニ對シテモ本法ノ罰則ヲ適用ス但シ營業ニ付成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者カ不法行 未成年者又ハ禁治産者カ第一條、第二條、第三條、 第七條、第八條、 第十條又ハ第十一條ニ規定シタル不法行爲ヲ爲シタル場

爲ヲ爲シタル場合ニ於テハ此ノ限ニアラス

第十九條 第十八條 所、内國ニ營業所及住所ヲ有セサルトキハ被告ノ現在地ヲ管轄スル裁判所、現在地ノ知レサルトキハ其ノ行爲ノアリタル地ヲ管轄スル |本法ニ依ル民事上ノ訴訟ハ被告ノ 營業所ノ所在地ヲ管轄スル裁判所、 營業所ナキトキハ其ノ住所ヲ 有スル地ヲ管轄スル 裁判 前二條!規定ハ使用者、營業管理人又ハ法定代理人カ不正行使!制止ニ付相當!處置ヲ爲シタル場合ニ於テハ之ヲ適用

第二十條 裁判所ノ管轄ニ専屬ス 本法ニ依ル不法行爲ノ停止請求權保全ノ爲必要アルトキハ民事訴訟法第七百五十五條又ハ第七百六十條ニ規定スル條件ヲ具備

セサル場合ト雖モ假處分ヲ命スルコトヲ得急迫ナル場合ニ於テハ不法行爲ノ了リタル地ヲ管轄スル區裁判所ハ假處分ノ當否ニ付テノ口

頭辯論ノ爲本案ノ管轄裁判所ニ相手方ヲ呼出スヘキ申立ノ期間ヲ定メ假處分ヲ命スルコトヲ得

第二十一條 リ一年間之ヲ行ハサルトキハ時效ニ因リ消滅ス不法行爲ノ時ヨリ五年ヲ經過シタルトキ亦同シ 本法ニ規定シタル不法行爲ノ停止又ハ損害賠償ノ請求權ハ請求權者又ハ其ノ法定代理人カ不法行爲及加害者ヲ知リタル時ョ

第十三条第一號、第三號又ハ第十五條ニ規定シタル罪ハ告訴ヲ待テ之ヲ論ス

ヲ得サル者ハ此ノ限ニアラス 營業上ノ利益ノ保護ヲ目的トスル團體ハ第十三條第二號ノ罪ニ付告訴ヲ爲スコトヲ得但シ其ノ名ヲ以テ訴ヲ起シ又ハ訴ヲ受クルコト

判決ノ要領ヲ公告スヘキコトヲ命スルコトヲ得 本法ニ依ル不法行爲ノ停止又ハ損害賠償ノ判決ヲ爲ス場合ニ於テハ當事者ノ請求ニ依リ其ノ判決ニ於テ敗訴者ノ費用ヲ以テ

|告ノ方法及期間ハ判決ヲ以テ之ヲ定ム

外國人ニシテ帝國内ニ住所又ハ營業所ヲ有セサル者ハ條約ニ規定アル場合ノ外本法ニ依ル保護ヲ享クルコトヲ得

本法ハ明治 年 月

則

第二十五條 日ヨリ之ヲ施行ス

本法施行前三年以前ヨリ爲ス第一條、 第二條又ハ第六條ニ規定スル不法行爲ニ對シテハ本法ノ規定ヲ適用セ

### 大正十五年の法案

包裝ソノ他自己ノ商品タルコトヲ示ス表示ト同一义ハ類似ノモノヲ使用シ、又ハコレヲ使用セル商品ヲ販賣若クハ擴布シテ商品ノ混同 商品ノ生産、製造、販賣ソノ他取扱ヲ業トスルモノハソノ商品ニ關シ取引上廣ク認識セラルル氏名、 名稱、 商號、

ヲ生セシムルモノニ對シソノ使用又ハ販賣若クハ擴布ヲ止ムヘキコトヲ請求スルコトヲ得

不正競争ノ目的ヲ以テ前項ノ混同ヲ生セシムルモノニ對シソノ使用又ハ販竇若クハ擴布ヲ止ムヘキコトヲ請求スルコトヲ得

不正競爭ノ目的ヲ以テ前項ノ混同ヲ生セシメタルモノニ對シテハ損害ノ賠償若クハ混同ニ因リテ生シタル結果ヲ除却スルニ必要ナル

處置ヲモ請求スルコトヲ得

**流布スルモノニ對シソノ行爲ノ停止、損害ノ賠償又ハ信用ヲ囘復スルニ必要ナル處置ヲ請求スルコトヲ得** 商品ノ生産、製造、販賣ソノ他取扱ヲ業トスルモノハ業務上ノ利益ヲ圖ル目的ヲ以テ自己ノ商品ノ信用ヲ害スヘキ虚僞ノ風說ヲ

保者ハ其モノニ對シ其行爲ヲ止ムヘキコトヲ請求スルコトヲ得 商品ニ虚偽ノ原産地ノ表示ヲ爲シ又ハ之ヲ爲シタル商品ヲ販賣若クハ擴布シテ原産地ノ誤認ヲ生セシムルモノアルトキハ利害關

ルコトヲ得 不正競爭ノ目 .的ヲ以テ前項ノ認認ヲ生セシメタルモノニ對シテハ損害ノ賠償又ハ原産地ノ認認ヲ除却スルニ必要ナル處置ヲモ請求ス

使用シ又ハコレヲ使用セル商品ヲ販賣若クハ擴布スルコトヲ得ス 工業所有權保護同盟條約國ノ國ノ紋章族章其他ノ徽章ト同一又ハ類似ノモノハ其國ノ當該官廳ノ許可ナクシテ商標トシテコレヲ

ハコレヲ使用セル商品ヲ販賣若クハ擴布スルコトヲ得ス 條約國ノ國ノ敕章ハ其國ノ當該官廳ノ許可ナクシテコレヲ商品ノ混同又ハ誤認ヲ生セシムヘキ前項以外ノ方法ニョリ業務上使用シ又

使用シ又ハコレヲ使用セル商品ハ販賣若クハ擴布スルコトヲ得ス 條約國ニ於テ監督用又ハ證明用ニ供スル官ノ記號又ハ刻印ト同一又ハ類似ノモノハ其國ノ當該官廳ノ許可ナクシテ商標トシテコレヲ

- / 紋章旗章其他ノ徽章又ハ官ノ監督用若クハ證明用ノ記號若クハ刻印ト同一又ハ類似ノモノナル場合ト雖モコレヲ使用シ又ハコレヲ 帝國ノ國ノ紋章旗章其他ノ徽章又ハ官ノ監督用若クハ證明用ノ記號若クハ刻印ノ使用ノ許可ヲ當該官廳ヨリ受ケタルトキハ條約國ノ

條第一項乃至第三項ノ國ノ敕章旗章其他ノ徽章竝ニ官ノ記號又ハ麲印ハ商工大臣コレヲ指定ス

使用セル商品ヲ販賣若クハ擴布スルコトヲ妨ケス

一九 (四四七)

第六條 第四條第一項乃至第三項ノ規定ニ違反シタルモノハ千圓以下ノ罰金ニ處ス

第七條 第一條、第三條及ヒ第四條第一項乃至第三項ノ規定ハ特許法、實用新案法、意匠法又ハ商標法ニョル權利ノ行使ト認メラルル楊

合ニハコレヲ適用セス

1

則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テコレヲ定ム

### 門鋒第三

## 不正競爭防止法中改正法律

昭和十三年三月七日法律第二號

不正競爭防止法中左ノ通改正ス

第一條第一項第三號中「商品」乡「營業上」ニ改メ同號ヲ第四號トシ同項第二號ヲ第三號トシ同項第一號ノ次ニ左ノ一號ヲ加フ 本法施行ノ地域内ニ於テ取引上廣ク認識セラルル他人ノ氏名、商號、標章其他他人ノ營業タルコトヲ示ス表示ト同一又ハ類似ノモ

ノヲ使用シテ他人ノ營業上ノ施設又ハ活動ト混同ヲ生ゼシムル行爲

同條第三項中「第三號」ヲ「第四號」ニ、「商品」ヲ「營業上」ニ改ム

第六條中「第一號第二號」ヲ「第一號乃至第三號」ニ改ム 第二條中「適用セズ」ノ下ニ「取引上普通ニ同種ノ替業ニ慣用セラルル名稱其ノ他ノ表示ヲ使用スル行爲ニ付亦同ジ」ヲ加フ

附則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

# 第四章 獨占禁止法における不公正な競爭方法

# 第一節 不正競爭と獨占禁止法の關係

農地改革と共に、 並びにその收入を廣範圍に分配させる諸政策を支持する」ことを目的とし(87/10)なカカの初期の對日方針。)、勞働組合の法 理にあたつて「民主主義的基礎に立つて組織された勞働、 法律が制定され、 よつて、これまで經濟界で指導的な役割を果してきた財閥は解體され、獨占を擁護する法律に代つて新しく獨占を禁止する あつたことを指摘できるであろう。けれども敗戰の結果、 な經濟體制の下においては、經濟上の自由競爭の理念は十分に成長せず、企業者はその自律性を缺くものが殆んど大部分で の要請に應ずる手段として行われ、國家は獨占を擁護する法律を制定してこの傾向を助長するものであつた。こうした特異 資本主義體制における後進性を急速に除去して外國資本に對抗するためには、政府の手厚い保護と監督とを必要とするもの 行われる競爭の自由も次第に制限され、その競爭の範圍も漸次減少してきたことについては前述したが、次に我國における 資本主義經 資本主義經濟が自由資本主義經濟から拘束資本主義經濟の段階を經て、獨占資本主義經濟へと發達するに從つて、 それ故カルテル、 濟の發達に關連してこの問題を檢討してみよう。資源の貧弱という致命的な缺陷をもつ我國の産業經濟が、 失われた自由競爭を回復しようとする革命的な轉換が行われることになつた。即ち連合國は日本經 企業については先ず既存の財閥を解體し、將來に向つては「私的獨占及び取引の制限、 トラスト等の獨占體の形成も、 工業部門の諸組織の發展を獎勵支持し、生産及び取引手段の所有 日本の軍需産業力を徹底的に破壞するという連合國の管理方針に 企業の經濟的要求によるというよりもむしろ經濟外的な國防上 好ましくない役員 海の管 そこに 認

(四四九)

生を防止しようとする劃期的な内容をもつものであつた。 の民主的で健全な發達を促進することを究極の目的として、 けられた臨時全國經濟委員會の勸告をも採り入れたもので、その法律は事業活動の公正かつ自由な競爭を確保し、 ン法、千九百十四年のクレイトン法及び連邦取引委員會法等の諸規定とその運用の成果を参照し、 に至**つた。**、この法律は一般には獨占禁止法と呼ばれ、立法技術的にはアメリカの反トラスト法郎ち千八百九十年のシャー の翌々年卽ち昭和二十二年四月に「私的獨占の禁止及び公正取引の確保に關する法律」(昭二二・四・一四)として制定される するように指令してきた (昭二〇・一一・六持株會)。 このうち將來に向つて日本經濟の民主化を確保しようとする法律は、そ 民主主義的基礎に立つて工業、商業、金融業及び農業における競爭の平等な機會を商社及び個人に與える法律」を制定 好ましくない會社相互間の證券保有關係を除去並びに防止し、 その障碍となる一切の不當な制限、 商業、 工業及び農業からの銀行業の分離を確 拘束を排除し、獨占體の發 更に千九百三十八年に設 國民經濟

た差はないであろうし、叉兩者が不法な競爭方法であるという點についても何等異るところがない。けれども不正競爭防止 爭方法とを比較してみると、 法な競爭方法と同一 に、營業上の不正競爭とはその取引社會における道德的判斷に照して許すことのできない行爲であるが、それは必ずしも不 定を設けてこれを禁止しているのであるが、そこにいわゆる不公正な競爭方法とはいかなる種類の競爭方法を指すのであろ な競爭方法を避けるべきことを强調しなければならない。このような理由から、 とを豫想できるから、 前述したように自由な競爭への途を開くということは、當然そこに手段方法を選ばない激しい競爭が行われるであろうこ それは前述した 不正競爭防止法にいわゆる不正競爭とはいかなる 關係に立つものであろうか。 の觀念でないことはいうまでもない。然しながら不正競爭防止法の不正競爭と獨占禁止法の不公正な競 自由な競爭を理想として掲げるならば、 現在の取引社會における道德的判斷に照して、 同時にその競爭方法が公正であること、 いいかえれば反倫理的色彩の濃淡の點では大き 獨占禁止法は不公正な競爭方法に關する規 5 既に述べてきたよう いかえれば不公正

競爭方法を意味するものである。それ故、獨占禁止法の規定する不公正な競爭方法は、 取引委員會法第五條に由來するものであり、 あ 事業者であるということができるであろう。これに對して獨占禁止法の不公正な競爭方法はむしろ反對の關係に立つもので **冼の對象となつている種類の不正競爭は一般的には弱小事業者の競爭方法であつて、同法によつて保護されるものは强** competition)とは區別できるものであつて、その對象を異にする兩者は理論的には同時に存在することが可能であろう。 即ち獨占禁止法における不公正な競爭方法(unfair method of competition)という觀念は、前述したアメリカの連邦 要約すれば强大な經濟力の濫用によつて弱小事業者を壓迫しようとする種類 不正競爭防止法 の不正 (unfair

明らかであろう。 業活動を排除し又は支配するための競争手段として用いられた場合でなければ、 その全體の構成から觀るならば、 者間において或は弱小事業者が强大な事業者と競爭するために用いることがあるかも知れない。 これらの不公正な競爭方法の多くは、强大な事業者が弱小事業者を壓迫する場合に用いるものであるが、 用いた事業者は、 不當廉實 要がある場合には、裁判所に對して停止命令を求めることのできる點を規定している。又第二十五條は不公正な競爭方法 に對して、公正取引委員會が審決の手續を經て差止を命ずることのできる點を明らかにしている外、 變化し易いものであるから、 そとで獨占禁止法における不公正な競爭方法に關する規定を觀察すると、先ず第二條第六項で⑴ボイコット 次に第十九條は事業者がこのような不正公な競爭方法を用いることを禁止し、第二十條は不公正な競爭方法を用 4)顧客强制 被害者に對して無過失賠償責任を負うことを定めている。 このように特定の競爭方法が獨占禁止法の不公正な競爭方法に該當するか否かの判斷 ⑤排他約款附取引及び ⑥拘束約款附取引を不公正な競爭方法と定め、 業者の意見を聞いて公正取引委員會が指定する競爭方法をもこれに加えて彈力性をもたせて これらの競爭方法が積極的なしかも不當な攻撃方法として、いい 前述したように獨占禁止法の對象となつている 獨占禁止法において問題にならないことは その他の商慣習は複雑であり又 けれども本法 かえれば他 第六十七條は緊急の の基準は、 時には對等の事 の事業者の事 の立法趣旨 (2)差別對價(3) 營業上

不正競爭という漠然とした觀念から導き出されるものではなく、私的獨占及び不當な取引制限の禁止という獨占禁止法の二 不正競争について

つの中心概念から導き出されることに注意しなければならない。

獨占禁止法の制定事情については「昭和二十三年度公正取引委員會年次報告」 1―五頁に詳細な解説がある。

(1)

## 第二節 不公正な競爭方法に關する規定

第 項 不公正な競爭方法の成立要件

### $\Theta$ 全觀的要件

不公正な競爭方法を用いた事業者に無過失賠償責任を負わせたことと關連して、十分に檢討されなければならない點であろ 前述したように不正競爭防止法の不正競爭が「不正ノ競爭ノ目的」をもつてなされた場合にのみ成立すること、及び本法が

獨占禁止法における不公正な競爭方法が成立するためには何等の主觀的要件を必要としていない(二條六項)。

このことは

### 客觀的要件

**5** 

は本法の不公正な競爭方法でないととはいうまでもない。そこで各個の行爲について檢討してみよう。 獨占禁止法で不公正な競爭方法とされているものは次の七種の行為であるから、これらのいずれにも該當しない競爭方法

(1) ボイコット - 他の事業者から不當に物資、資金その他の經濟上の利益の供給を受けず、又は他の事業者に對し不

等事業活動に必要であり又經濟的意義のある一切の要素を含むものであつて、本法の他の條文に使用されているものも、 摘したところである。又本號で「物資、 るが、本法における二つの中心概念である私的獨占及び不當な取引制限と關連して判斷されなければならないととは旣に指 争の原則に反して行われた場合に初めて不公正な競争方法として禁止されるわけである。ここで使用されている「不當に」 取引拒否に關する本號の場合においても、そのような競爭方法が「不當に」用いられた場合、いいかえれば前述した能率競 價な商品を豊富に供給することは望ましいことであろう。けれども私的企業の自由競爭に放任することのみによつては、こ 供給を拒否したとしても、 それだけでは 獨占禁止法に牴觸するもので ないことはいうまでもない。 むしろ競爭市場におい 法の目的であるから、そこでは取引の相手方、價格、時期、條件等は原則として事業者の自由な決定に委ねられているわけ 場合等がこれである。 當に物資、 に但書のない場合にはこれと同意義に解することができるであろう。次に本號その他の不公正な競爭方法の行爲主體は事業 という言葉は、獨占禁止法の他の多くの條文にも見られるものであつて、その内容を具體的に明らかにすることは困難であ のような理想狀態を實現することは困難であるという認識が、獨占禁止法に一方においては自由競爭への途を開かせると同 て、このようにして多くの取引關係が創設され又廢棄されながら、能率のすぐれた供給者のみが殘存し、消費者に良質で廉 である。それ故、ある事業者が他の特定の事業者から物資の供給を受けなかつたり、又は他の特定の事業者に對して資金 た場合、その協定價格以下で販賣し又は割當地域外に商品を販賣した者に對して、カルテル参加者の全部が取引を拒絕する とのような種類の行為は通常ボイコットと呼ばれている。例えば同業者の大部分が價格カルテル又は地域カルテルを形成し 他方において私的獨占、不當な取引制限及び不公正な競爭方法を禁止させたものであろう。そこで特定の事業者との 資金その他の經濟上の利益を供給しないこと」(二條六項一號) 前述したように國民經濟の民主的で健全な發達を促進するために自由競爭を確保することが獨占禁止 資金その他の經濟上の利益」というのは、物資、資金の外勞務、 が不公正な競爭方法であると定められているが、 請負、

五五

者であるから、消費者がその立場を擁護するために各個に行うボイコット、 勞働組合が爭議戦術として行うボイコット等は

その對象にはならない。

意味については前述した本項第一號の場合と同様である。 大口取引と小口取引、 いても原材料の値上り等による生産費の變動、 別對價という概念は、 とに對し、 時的に一地方に限つて極めて大量の商品を廉賣すること、或は製造會社が特定のトラスト又はカルテルの加盟店と非加盟店 な競爭方法としてあげられている。(3) の他の供給の對價に差別を設けることは、 その對價に差別を設けて商品を供給して獨占的支配を確立しようとすることなどがこれである。 、たおこのような競爭方法が「不當に」用いられた場合に本號の不公正な競爭方法となること、その他の用語 「不當な差別對價を以て、物資、資金その他の經濟上の利益を供給すること」(二條六項二號) 現金取引と信用取引等の區別によつて價格を異にする場合も、必ずしも差別價格ということはできな 同質で同量の商品その他の供給についてのみ成立するものでをつて、品質又は數量を異にする商品そ 例えば强大な事業者が自己と競爭關係にある 特定の弱小事業者を 壓倒するために、一 本號の不公正な競爭方法に該當しないことはいうまでもない。又同一の商品につ 運賃、包裝費、 荷造費その他公課の增減等によって價格に差別を設けたり、 けれどもこの差 が不公正 0

な競爭方法であると規定されているが、 を考慮した上で決定しなければならないことはいうまでもないが、一般的にはそれが前述した能率競爭の原則に反して行わ るところから、最近にはダンピンゲという言葉は廣く國内市場における不公正な競爭方法をも意味するようになつてきてい 念は國際市場における不公正な競爭方法として形成されたものであるが、國内市場においてもそれと類似した現象の見られ 本號の「不當に低い對價」とは果してどの程度のものであるかという點については、個々の事實について具體的な事情 「不當に低い對價を以て、物資、資金その他の經濟上の利益を供給すること」(二條六項三號) このような種類の行為は廣くダンピングと呼ばれている。元來ダンピングという觀 が不公正

由競爭に對して好ましくない影響を與える場合に、それを本號の不當廉竇ということができるのではあるまい れた場合、いいかえれば決定された對價がその事業者の事業能力からみて不當なものであり、かつその取引分野における自

に際しては官廳の許可を要するという特別の規定のない場合には、本法の不公正な競爭方法として取締の對象となることが め競争者の利益を害することがある。このように見切販賣は本號の不當廉賣と大差のないものであるから、 め特に事業閉鎖の場合に行われるものであるが、時には顧客吸收の方法として濫用され、大量の商品が廉價に賣出されるた この不當廉竇に似たものとして見切販竇と呼ばれるものがある。前述したようにこの見切販竇とは手持商品を處分するた 見切販賣の實施

益」の内容については何等の制限はないが、前述したように特許品その他特殊な商品の竇買、施設の利用、 て相手方を強要し、その意に反して取引關係の機續又は創設を强制することなどがこれである。ここでいう「利益又は不利 の事業者との取引關係を廢棄して自己と取引するように勸誘すること、叉は特許實施權の引上や特許品の賣止をするといつ と」(二條六項四號)が不公正な競爭方法としてあげられている。例えば競爭者の顧客又は被傭者に金品その他を提供し、そ 顧客强制 「不當に、利益又は不利益を以て、競争者の顧客を自己と取り引きするように勸誘し、 又は强制すると 贈賄等の方法が

とられるのが普通であろう。

が自己の競争者から商品その他の供給を受けないことを條件として取引することであり、後者は相手方に對して利益又は不 例えば强大な生産者が取扱店に對し、他の生産者の製品を販賣しないという條件で取引することによつて、他の弱小生産者 の製品の販路をふさいでしまうような行為がこれである。この排他約款附取引と前號の顧客强制との差異は、 排他約款附取引 當該相手方と取り引きすること」(二條六項五號) 「相手方が自己の競爭者から不當に物資、資金その他の經濟上の利益の供給を受けないことを條 即ち排他約款附取引が 不公正な競爭方法と 定められ 前者は相手方

利益を奥えることを申入れて取引することであると一應區別できるが、實際にはいずれに該當するかが明らかでない場合が

すものと解せられている。 及び特殊會社の理事、監事等を意味し、支配人又は本店若しくは支店の營業の主任者という場合の「本店若しくは支店の營 業の主任者」とは、支配人ではないが事實上會社の意志決定に關與し、會社の經營に影響を與え得る立場にある從業員を指 う條件を**つ**けて取引することなどがこれである。本號の取締役、業務を執行する無限責任社員若しくは監査役若しくはこれ 等を制限し又は競爭會社とのカルテル形成等を條件とし、その他、役員選任については事前に自己の承認を受けることとい 任社員若しくは監査役若しくはこれらに準ずる者、支配人又は本店若しくは支店の營業の主任者をいう。以下同じ。)の選任 相手方とその競爭者との關係を不當に拘束する條件を附け、又は相手方である會社の役員(取締役、業務を執行する無限責 らに準ずる者という場合の「これらに準ずる者」とは、會社の經營に事實上參劃している相談役、顧問、解散會社の淸算人 こと」(二條六項六號) についてあらかじめ自己の承認を受けるべき旨の條件を附けて、當該相手方に物資、資金その他の經濟上の利益を供給する 拘束約款附取引 即ち拘束約款附取引が不公正な競争方法と定められている。例えば原料の仕入先、製品の販賣先數量 「相手方とこれに物資、 資金その他の經濟上の利益を供給する者若しくは顧客との取引若しくは

でに最も典型的な不公正な競爭方法を掲げると同時に、公正取引委員會に不公正な競爭方法に關する指定權を與えているわ 應じて絕えず新しい競爭方法を用いるものである。そとでこうした事情に應ずるため、本條においては第一號から第六號ま 法としてあげられている。元來、 第七十一條及び第七十二條に規定する手續に從い公正取引委員會の指定するもの」(二條六項七號) が本法の不公正な競爭方 公正取引委員會の指定する不公正な競爭方法 商慣習は極めて複雑であると同時に變化し易いものであつて、事業者は經濟事情の變化 「前各號に掲げるものの外、公共の利益に反する競爭手段であつて、 が指定したときは官報に告示し、告示の日から三十日を經過した日に指定の効力が生ずるものとしている(七二條)。 きは、その意見を十分に考慮した上で指定しなければならないと定めている(モー條)。又この手續によつて公正取引委員會 かつ公聽會を開いて一般の意見を求めた上で指定假案を作成して公表し、若しその假案について事業者に反對意見があると 會が不公正な競爭方法を指定するには、先ず指定しようとする競爭方法を用いている事業者と同種の事業者の意見を聞き、 極めて愼重でなければならない。そこで本法はその指定手續についてはかなり詳細な規定を設けている。卽ち公正取引委員 には獨占禁止法の體系から離れてしまうのみでなく、實際の運用上も支障を招くおそれがあるから、との指定にあたつては いえるであろう。それ故、その競爭方法がいかなる種類に屬するものであるかを十分檢討することなく指定すれば、 く、專ら公益擁護の立場から設けられていること、從つて不正競爭防止法とは性格上に差異のあることを示しているものと 共の利益に反する」という要件を置いたのは、獨占禁止法のこの規定が事業者の私益の保護を直接の目的とするものではな 反する」ような事態が生じた場合には、この規定によつて公正取引委員會の指定を受けることになるであろう。ここに「公 止法及び獨占禁止法の不公正な競爭方法に關する規定によつては禁止されていないが、それが盛んに行われ「公共の利益 例えば競爭者の營業上の秘密を窃取する行爲或は富くじ類似の方法で顧客を吸引するような行爲は、不正競爭防 理論的

- (3)(2)クレイトン法第二條參照 石井良三「獨占禁止法」二一六頁
- 石井、 二五八頁
- n ばならない。 本號の不當廉賣が商品の供給に限定されないことはいうまでもないが、競爭抑壓船の使用の如きもこれに含まれることに注意しなけ

海上運送法第二十八條第二號參照

不正競爭について

- (6)同說、 **今村、前揭、四頁**
- (7)石井、前楊、二五九—二六〇頁 反對說、石井、前揭、二五九頁
- (8) 海上運送法第二十八條第一號參照 なお運賃同盟における運賃のべもどし制度も排他約款附取引の典型的なものであろう。 クレイトン法第三條参照
- (9)清算人が本法の役員であるか否かについては**争いがある**。 同說、石井、前揭、二三九頁、公正取引委員會專務局編「改正獨占禁止法解說」一三四頁
- (11) (10) 反對說、橋本龍伍「獨占禁止法と我が國民經濟」一五三頁
- 石井、前揭、二六二百 公正取引委員會事務局編、 前揭、一三四頁

### 第二項 不公正な競爭方法の効果

### $\Theta$ 不公正な競爭方法の差止

引委員會の 差止に關する審決に違反した場合にのみ 過料又は懲役の制裁がある點 び不當な取引制限との關連においてであるという理由に基くものであろう。卽ち不公正な競爭方法を着實にしかも徹底的に い。このことは前述したように不公正な競爭方法が獨占禁止法で問題になるのは、同法の二つの中心概念である私的獨占及 は裁判所の權限であることはいうまでもない。次にこの不公正な競爭方法の禁止に關する規定には罰則がなく、ただ公正取 とは専ら公益上の必要に基くものであつて、不公正な競爭方法によつて生じた損害の賠償、原狀囘復の處置等を命ずること てその行爲の差止を命ずることができる(二〇條)。このように不公正な競爭方法の差止の權限を公正取引委員會に認めたこ 事業者が本法の不公正な競爭方法の禁止に關する規定(一九條)に違反した場合には、公正取引委員會は審決の手續を經 (九〇、九七條)に注意しなければならな

のであろう。 限の所在と實體を明らかにし、 ても、それを調査し差止めることによつて、いいかえればその根源にさかのぼることによつて、私的獨占又は不當な取引制 な取引制限として罰則の適用を受けるのが通常であろう。それ故、不公正な競爭方法の禁止に關する規定に罰則を設けなく 使用することによつて、その効果を收めることのできるものは强大な事業者であり、そのような場合には私的獨占或は不當 同時にある程度までは私的獨占又は不當な取引制限の發生を阻止できるという理由に基くも

ことができること (六七條) を付記しよう。 競爭方法を用いている事業者に對して、その行爲を一時停止することを命じ、又はその命令を取り消し、若しくは變更する なお裁判所は緊急の必要があると認めるときは、 公正取引委員會の申立により、不公正な競爭方法に該當する疑いのある

(1) 石井、前揭、二六三—二六四頁

### 1. 打香鬼僧

防という見地からみるならば後者を認めることがより大きな効果があるにも拘らず、過失賠償責任がローマ法以來近世諸國 者間に公平を得させようとするためであり、その責任の態様に過失賠償責任と無過失賠償責任とがあること、 償制度を認める理由は、行爲者の心理的作用を通して損害發生の危險を豫防すると同時に、旣に生じた損害を塡補して當事 とを證明してその責任を発れることができない(二五條)。 いわゆる無過失賠償責任を認めたものである。元來、法律が損害賠 法制まで一貫せる原則であつたこと、更に十九世紀以後における大企業組織の發達に伴い無過失賠償責任が一般に認めら 不公正な競争方法を用いた事業者は、被害者に對し損害を賠償する責任を負うが、この場合に故意又は過失がなかつたこ 損害發生 一の豫

不正競爭について

(四五九)

に無過失賠償責任を認めたことは、損害賠償制度の目的からみても適切なものではなかろうか。(1) 組織は極めて複雑であり行爲者の故意又は過失を證明することが困難であるから、本法が不公正な競爭方法を用いた事業者 るから、 K 制限することであり、 競爭方法の性質及び關連を檢討してみると、前二者はいずれも公共の利益に反して一定の取引分野における競爭を實質的 れようとする傾向にあることなどは敢えて説明を要しないであろう。そこで本法の私的獨占、不當な取引制限及び不公正 無過失賠償責任を認めたものであろう。又不公正な競爭方法を用いた事業者は經濟的に優越した地位にある 無過失賠償責任を認めることはむしろ當事者間の公平を實現する場合が多いであろうし、 後者は主として前二者を實現するための手段であるから、 本法がこれらの行為の發生を豫防するため 更に强大な事業者の獨占 Ó が通常で

から、 な競爭方法に基く損害賠償請求權に類推され、その他、 第七百十五條、共同不法行爲に關する同第七百十九條、 0) 商品を取扱う商人を含むものである。 本條にいう被害者とは經濟上の利益狀態を侵害された特定の競爭者は勿論のこと、 多くの點が民法第七百九條以下の不法行爲の理論によつて解決できることは前述した。例えば使用者の責任に關する 次にこの損害賠償責任の性質は不法行為による損害賠償責任に類似するものである 行為と損害の發生との因果關係及び損害の算定等の問題もすべて民 金錢賠償及び過失相殺に關する同第七百二十二條等の規定は不公正 一般に損害を蒙つた同種若しくは類似

法の一般原則によるものであろう。

B 引委員會の審決が確定した後でなければ、裁判上これを主張することができない(二六條一項)し、この損害賠償に關する訴 特例を設けている。 が提起されたときは、 なければならない(八四條一項)のである。このように公正取引委員會の確定審決が裁判上の權利行使の前提要件とされて ح れに對して本法は損害賠償請求權の裁判上の主張と消滅時効及び第一審の裁判權の三點において民法及び民事訴訟法 卽ち本法第二十五條の規定による損害賠償請求權は、 裁判所は、 遅滞なく、 公正取引委員會に對し、違反行為に因つて生じた損害の額について、 加害者が不公正な競爭方法を用いたという公正取 意見を求

+ する訴の管轄を定めた民事訴訟法第十五條の規定は適用されず、その第一審の裁判權は特別の合議體をもつ東京高等裁判所 に屬する(八五條)ことが規定されている點も看過してはならない。 律關係の劃一的處理をはかつたものである。最後に不公正な競爭方法に基く損害賠償に係る訴訟については、不法行爲に關 定の日から三年を經過したときは時効に因つて消滅する(二六條二項)としている。このことは審決確定の日を民法第七百二 V いるのは、獨占禁止法の運用をすべて公正取引委員會を中心として行おうとする理念に基くものであることはいうまでもな 、條の「被害者又へ其法定代理人カ損害及ヒ加害者ヲ知リタル時」と同視したもので、 次にその消滅時効についても民法第七百二十四條の特例を設けて、不公正な競爭方法に基く損害賠償請求權は、 被害者の權利を保護すると共に法 審決確

末川博「無過失責任主義」岩波、法律學辭典、第四卷 二五八二—二五八五頁(1) 石井、前掲、三二四—三二七頁

## 第三項 その他

律に基く命令によつて行う正當な行為には本法が適用されないが(二二條)、 振興を望めないものであるから、それらの事業者の行う特定の行為については獨占禁止法を適用せず、それぞれの事業法 備によつて一般大衆に用益を供給するものであり、性質上當然に獨占的になると同時に自由競爭によつては必ずしも事業の 供給に關する行為であつてその事業に固有なものについては本法は適用されない(二一條)。これらの事業は大規模の固定設 占に及ぶものであるが、鐵道事業、電氣事業、瓦斯事業その他性質上當然に獨占となる事業を營む者の行ら生産、 によつて監督するという意味の規定である。 獨占禁止法の適用を受ける行爲主體は原則として事業者であり、 次に特定の事業について特別の法律がある場合、 その適用範圍は公的獨占を除いたあらゆる種類の私的獨 このことはそれらの特別法の監督によつて獨占 事業者がその法律又はその法 販賣叉は 規

不正競爭について

三四

合的な團體を組織して强大な事業者に競爭することを容認した趣旨の規定であると説明するに止めよう。(ユ) 組合の行爲には本法を適用しないが、不公正な競爭方法を用いた場合にはこの限りではないと規定されている(三四條)。こ 法的獨占權の內容は再檢討されなければならないであろう。最後に一定の要件を備え、かつ法律の規定に基いて設立された 伴うものであるが、それらの權利を一般に公開することが公共の利益を增進する場合があるとするならば、これらの强力な **與えられる權利は、** 禁止法の企圖する取締を行うことができる場合であるから、本法の適用を除外したものである。又著作權法、特許法、 ならば、 の規定は不公正な競爭方法が私的獨占又は不當な取引制限との關連において初めて問題になるという前述した立場からいう 意匠法又は商標法による權利の行使と認められる行爲にも本法は適用されない.(二三條)。これらの特別法によつて 極めて問題の多い規定であることは否定できないが、ここでは單に資本主義的市場において、弱小事業者が協同組 いずれも排他的な支配叉は利用をその本質的な内容とするものであるから、法律上當然に獨占的地位を 實用

(1)經濟組織における協同組合運動の本質に觸れる極めて重要な内容をもつものであろう。 この規定は我國の經濟が中小企業を中心としている點からみて影響するところの最も大きな適用除外であるのみでなく、 資本主義的

### むすび

た本稿は、 **爭の存在すること、及びそれらの不正競爭の態様は資本主義經濟の發達に伴つて次第に變化することを指摘して、** の本質を追求すると同時にその態樣と各國における取締法規について考察してきた。次に我國の現行法の中で不正競爭の禁 資本主義社會における自由競爭の理念が、法律上どのような修正を受けて今日に至つたかという點を明らかにしようとし 先ず自由競爭の許される社會においても、その當時の社會通念によつて不當とされる特定の競爭方法即ち不正競 不正競爭

争を確保しようとする目的をもちながら、その直接の規制對象を異にするものであるから、理論的には同時に存在できるも 獨占禁止法の不公正な競爭方法に關する規定の制定の趣旨、 のであることを明らかにした。最後に資本主義經濟の發達に伴つてそこに行われる不正競爭の態様は一層複雑になつてくる 法第七百九條を類推することができるという準不法行爲説の最も妥當であることを説明してきた。更に不正競爭防止法及び ば足りるとする説等についても檢討した。その結果現行法の解釋上、不正競爭に對して直ちに民法第七百九條を適用するこ を考究し、併せて同條の適用に當つては權利侵害を必要とせず行爲の違法性のみで足りるとする說、及び權利の濫用があれ 止 とはできないが、不正競爭に基く損害賠償責任の性質は不法行爲による損害賠償責任に類似するものであるから、 に最も關連の深い規定として民法第七百九條をあげ、不正競爭が果して同條の要件特に權利侵害という要件を充すか否か 適用の要件及び効果について比較檢討し、兩者は同様に自由競 これに民

### 配記

の研究については「不正競爭と法律」として、昭和二十四年度文部省科學研究費交付金を受けたものである。

ものであるから、將來における不正競爭の禁止に關する立法は極めて愼重に行われねばならないことを指摘した。